

# インドの輸出インセンティブ概要について

(2026年1月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ニューデリー事務所

貿易投資相談課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Grant Thornton Bharat LLP に作成委託し、2026年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課  
E-mail：[scb-support@jetro.go.jp](mailto:scb-support@jetro.go.jp)

ジェトロ・ニューデリー事務所  
E-mail：[IND@jetro.go.jp](mailto:IND@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目次

No	項目	ページ
I	はじめに	1
II	インドの輸出インセンティブ各制度について	2
III	関税免除制度 (Duty Exemption Scheme)	2
IV	輸出製品に対する関税および GST の還付制度 (RoDTEP)	4
V	輸出促進資本財制度 (Export Promotion Capital Goods Scheme)	5 - 6
VI	関税還付制度	6 - 7
VII	輸出促進ゾーン制度 (Export Promotion Zone Schemes)	7 - 8
VIII	みなし輸出 (Deemed Exports)	8 - 9
IX	資料内の主な用語の定義	9-10
X	おわりに	10
付録 1	輸出促進区域 (EPZ) 関連取引の税務上の影響	11
付録 2	擬制輸出取引に関する税務上の影響	12

## インドの輸出インセンティブ概要について

### I. はじめに

インドでは近年は7~8%程度の実質GDP成長率を達成している。これは世界一の人口を背景とする旺盛な内需がけん引しているものである。一方で、2023年度の貿易（通関ベース）は、輸出が前年度比3.0%減の4,371億6,530万ドル、輸入は5.6%減の6,755億4,980万ドルであり、貿易収支は、2,383億8,450万ドルの赤字となっている。

表2-1 インドの主要品目別輸出（FOB）[通関ベース]

（単位：100万ドル、%）（△はマイナス値）

品目	2022年度		2023年度	
	金額	金額	構成比	伸び率
石油製品	97,326	84,171	19.3	△ 13.5
機械・器具	33,147	35,432	8.1	6.9
宝石・宝飾品	37,884	32,720	7.5	△ 13.6
医薬品・精製化学品	25,392	27,857	6.4	9.7
輸送機器	25,010	26,717	6.1	6.8
鉄金属・非鉄金属	23,269	22,579	5.2	△ 3.0
電子通信機器	12,920	17,268	3.9	33.7
織物用糸・布地	15,495	16,092	3.7	3.9
無機・有機・農業化学品	18,828	15,389	3.5	△ 18.3
鉄・鉄鋼	13,302	11,851	2.7	△ 10.9
合計（その他含む）	450,554	437,165	100.0	△ 3.0

〔注〕年度は4月～翌年3月

〔出所〕インド商工省・通商情報統計局（DGCI&S）公表データから作成

出所：ジェトロウェブサイト

表2-2 インドの主要品目別輸入（CIF）[通関ベース]

（単位：100万ドル、%）（△はマイナス値）

品目	2022年度		2023年度	
	金額	金額	構成比	伸び率
原油	162,069	139,901	20.7	△ 13.7
金・銀	40,149	51,023	7.6	27.1
石油製品	47,247	39,780	5.9	△ 15.8
石炭・コークス・ブリケット	49,423	38,879	5.8	△ 21.3
電子部品	25,121	34,380	5.1	36.9
一般機械	29,923	32,149	4.8	7.4
鉄金属・非鉄金属	25,104	27,151	4.0	8.2
真珠・貴石	30,645	23,826	3.5	△ 22.3
輸送機器	26,224	21,065	3.1	△ 19.7
人造樹脂・プラスチック材	21,984	20,688	3.1	△ 5.9
合計（その他含む）	715,327	675,550	100.0	△ 5.6

〔注〕年度は4月～翌年3月

〔出所〕インド商工省・通商情報統計局（DGCI&S）公表データから作成

インドが貿易赤字に陥る主な理由は、原油や金などのエネルギー・資源の輸入依存度が高いことに加え、製造業の基盤が未成熟で工業製品の輸入が多いこと、そして急速な経済成長に伴う内需が輸入を増加させる原因とされる。

貿易収支の赤字は2023年度の統計に限ったことではなく慢性化しており、結果として主要通貨である米ドルに対して、過去10年間はルピー安の状況が継続している。

年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
USD /100INR	1.4883	1.5361	1.4653	1.4203	1.3501	1.353	1.2737	1.2107	1.1952	1.1476

出所（IMF データ）

上記のような経済状況を背景として、インド政府は諸外国から投資を促進して、製造業の基盤を整備し、輸出拡大に寄与する経済施策を進めている。本レポートでは、当該施策の一つであるインドの輸出インセンティブ概要について解説する。

## II. インドの輸出インセンティブの各制度について

インドの輸出インセンティブ制度は、現状は製造業が輸出を前提として事業活動を行う場合に、購入する部材の間接税（関税および GST 等）の免除、減免および還付制度を柱としている。

外国貿易政策（Foreign Trade Policy）に基づく主な制度は以下のとおりである。

1. 関税免除制度（Duty Exemption Scheme）
  - （1） 事前認可制度（AA : Advance Authorization Scheme）
  - （2） 免税輸入認可制度（DFIA : Duty Free Import Authorization scheme）
2. 輸出製品に対する関税および GST の還付制度（RoDTEP）
3. 輸出促進資本財制度（Export Promotion Capital Goods Scheme）
4. 関税還付制度（Duty Drawback Scheme）
5. 輸出促進ゾーン制度（Export Promotion Zone Schemes）
6. みなし輸出（Deemed Exports）

以下の各項目で制度の概要の説明を行う。

## III. 関税免除制度（Duty Exemption Scheme）

1. 関税免除制度（Duty Exemption Scheme）

関税免除制度は、輸出製品の製造に必要な原材料等を、関税を支払うことなく輸入することを可能にする制度である。主な関税免除制度は、事前認可制度（Advance Authorization : AA）と免税輸入認可制度（DFIA）の二つであり、以下のような相違点および共通して適用される規定がある。

## 2. 事前認可制度（Advance Authorization : AA）と免税輸入認可制度（DFIA）の相違点

項目	事前認可制度（AA）	免税輸入認可制度（DFIA）
制度の位置づけ	事前免税型	事後免税型（補充型）
免税のタイミング	製品の輸出前に認可を取得し、輸入時に免税	製品の輸出完了後に認可を取得し、認可を取得した後の原材料輸入の関税が免除
輸出義務	あり	あり（既に履行済み）
輸出前の実行可否	可能	不可（輸出後のみ）
対象投入品	原材料・消耗品等(輸出製品に使用)	原材料（輸出製品に使用）
実際の使用義務	必須（実使用要件あり）	実使用要件なし（一定条件下）
権利の譲渡性	原則不可	譲渡可能（輸出義務履行後）
関税の扱い	基本関税・IGST 等が免除（条件あり）	基本関税免除（IGST は通常対象外）
入力品の特定	認可書に投入品を事前特定	SION に基づく標準投入量
SION との関係	SION または自己申告（事前承認）	SION 必須
書類管理	厳格（B/L・輸入申告・輸出書類の完全一致）	比較的簡易
コンプライアンス負荷	高い	比較的低い
キャッシュフロー	良好（輸入時に免税）	輸出後のため中立～不利
典型的な利用企業	継続輸出企業・製造業	スポット輸出・商社

出所：Grant Thornton Bharat

## 3. 事前認可および免税輸入認可に共通して適用される規定

### (1) 投入品の会計処理

標準投入産出基準（SION）により、汎用投入資材または代替投入資材の使用が認められている場合であっても、認可書に記載された投入資材の名称・内容は、輸出時の船荷証券および輸入時の申告書に記載された内容と完全に一致している必要がある。また、輸出義務履行時または償還時において、優遇措置の対象となるのは、出荷明細書に数量とともに具体的に記載された投入材料に限定される。これらの規定は、特別経済区（SEZ）向け供給およびみなし輸出にも同様に適用される。

### (2) 禁止品・制限品および国営貿易企業（STE）専用品目の取り扱い

禁止品目については、別途通知がない限り輸入は認められない。国営貿易企業（STE）専用品目については、事前出荷許可書または無効化通知書がない限り輸入は不可であり、輸出にあたっては関係 STE からの異議なし証明書の取得が必要となる。制限品目については、特段の禁止規定がない限り、事前認可または DFIA に基づく輸入が認められる。

### (3) 輸出義務の履行および付加価値の算定

関税免除・還付制度の適用にあたっては、付加価値率が以下の算式により算定される。

$$\text{付加価値率} = (A - B) / B \times 100$$

ここで、A：実現輸出における FOB 価格（みなし輸出の場合は受領対価額）B：認可対象投入品の CIF 価格に、関税還付の適用を受けた、または受ける予定のその他輸入材料の価格を加算した金額。

#### IV. 輸出製品に対する関税および GST の還付制度 (RoDTEP)

##### 1. 輸出製品に対する関税および GST の還付制度 (RoDTEP 制度)

「税および関税は輸出されるべきではない」という国際的に認められた原則に基づき、輸出製品に内包される税金および賦課金について、免除または還付を行うことを目的とする制度である。本制度は、現行のほかの法令規定において還付されていない、輸出製品に係る関税および税金を輸出者に返還することを目的としている。

なお、本制度に基づく還付は、すでに免除、還付、またはクレジット付与が行われている関税・税金については適用されない。

##### 2. RoDTEP 制度の目的および主な特徴

- 本制度は、これまで還付・返金の対象とされていなかった中央政府、州政府および地方自治体レベルの関税・税金を輸出者に還付するものである。（例：法人税、地方税、市町村税、農産物市場税（マンディ税）、地方団体税、廃棄物処理税等）
- 本制度に基づく還付金は、1962 年関税法第 51B 条に基づき管理される e-Scrip を通じて、電子デューティークレジット台帳 (Electronic Duty Credit Ledger) に付与される。当該クレジットは、輸入時の基本関税 (Basic Customs Duty) の支払にのみ使用可能であり、ほかの輸入者へ譲渡することも認められている。
- すでに免除または還付されている関税・税金については、本制度による還付は適用されない。
- 本制度では、自動部品、工業製品、宝飾品、農産物といった幅広い輸出品（インド政府の Ministry of Commerce and Industry の HP 内の RoDTEP の対象品目参照）に対して、適用される。対象となる輸出品について、FOB 価格に対する一定割合 (%) を基準とし、品目ごとに上限額を設定した還付が認められる。ただし、一部の輸出条件については、単位当たりの固定額による還付が通知される場合もある。
- 還付の適用は、1999 年外国為替管理法 (FEMA) に基づき定められた期限内に輸出代金が回収されることを条件とする (Foreign Exchange Management Act, 1999 No.42 Section 8)。期限内に回収されない場合、当該還付は最初から認められていなかったものとみなされる。なお、還付の付与自体は、付与時点での輸出代金回収の有無に依存しない。
- FEMA で定められた期限内に輸出代金が回収されない場合、たとえ当該デューティークレジットが第三者に譲渡されていたとしても、還付額は還付を受けた者から回収される。
- 本制度の適用対象外となる供給・品目・区分
  - 輸入品の輸出
  - 第三国原産品をインド経由で積み替えて輸出する取引（トランスシップメント）
  - 最低輸出価格または輸出税の対象となる輸出品
  - ITC (HS) に基づき輸出が制限されている品目
  - ITC (HS) に基づき輸出が禁止されている品目
  - みなし輸出 (Deemed Exports)

- 国内関税地域（DTA）ユニットから SEZ または自由貿易地域（FTZ）ユニットへの供給
- 100%輸出志向型ユニット（EOU）、電子ハードウェア・テクノロジーパーク（EHTP）、バイオテクノロジーパーク（BTP）、保税倉庫、SEZ または FTZ で製造された製品
- 事前認可（AA）または DFIA に基づく輸出義務の履行として製造または輸出された製品

## V. 輸出促進資本財制度（Export Promotion Capital Goods Scheme）

### 1. 輸出促進資本財スキーム（Export Promotion Capital Goods Scheme：EPCG スキーム）

EPCG スキームは、良質な製品およびサービスの生産に必要な資本財の輸入を促進し、インドの製造業競争力を強化することである。EPCG スキームは、輸出者が（特定品目を除き）前工程・生産工程・後工程で使用する資本財を、関税免除（関税ゼロ）で輸入すること、または所定の方法により国内調達（EPCG 資本財として使用することの認定を受けること）することで、みなし輸出としてとり扱われることにより、調達品の GST の免除又は還付を認める制度である。その対価として、輸出者は輸出義務を履行する必要がある。

### 2. 対象となる輸出

- ・ 製造輸出業者
- ・ 支援製造業者と連携する商社型輸出者
- ・ 所定の条件を満たすコモンサービスプロバイダー（CSP）を含むサービス提供者

### 3. 認可（Authorization）の有効期間

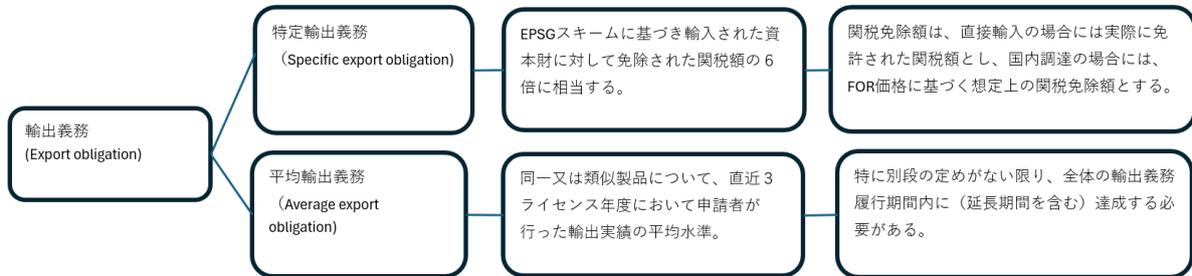
認可は発行日から 24 カ月間、輸入について有効である。EPCG 認可の再有効化（延長）は認められない。

### 4. 外国貿易政策（FTP）における資本財の定義

- ・ 「資本財」とは、製品の製造または生産、もしくはサービス提供に直接または間接に必要なプラント、機械、設備、付属品をいい、交換、近代化、技術高度化、拡張に必要なものを含む。
- ・ 資本財は、製造、鉱業、農業、水産養殖、畜産、花卉・園芸、養魚、養鶏、養蚕、ぶどう栽培等、ならびにサービス分野での使用を含む。
- ・ 認可保有者は、資本財を国際市場または国内市場のいずれからでも調達できる。
- ・ 制限付き資本財は、所要の承認を取得した場合にのみ輸入できる。
- ・ 完全ノックダウン（CKD）/半ノックダウン（SKD）状態の資本財を含め、資本財は対象である。
- ・ 輸入される資本財の一部であるコンピュータシステムおよびソフトウェアは対象である。
- ・ 初回装填分および追加 1 回分の予備部品、金型、ダイ、治具、工具、耐火物、触媒も対象である。
- ・ 資本財の輸入は、輸出義務完了まで実需者条件が適用される。輸出義務完了後は、資本財の売却または移転が可能である。

### 5. 輸出義務（Export Obligation:以下 EO とする）

- ・輸出義務とは、地域当局または所管当局により定められた品質、価値、またはその双方の基準に基づき、認可対象製品を輸出する義務をいう。輸出義務は、特定輸出義務 (Specific EO : 以下 SEO という) および平均輸出義務 (Average EO : 以下 AEO という) から構成される。SEO は AEO を上回る部分であり、まず AEO を充足し、その後 SEO を充足する必要がある。
- ・SEO および AEO の詳細は下表に示す。



出所 : Grant Thornton Bharat

## 6. 輸出義務に関する特記事項

- ・AEO は、輸出義務が完了するまで、会計年度ごとに履行する必要がある。AEO を超過する輸出・供給のみが、特定輸出義務の履行として算入される。
- ・EO は、EPCG 認可を受けた輸出者またはその支援製造業者が製造した製品の輸出、もしくは、当該輸出者が提供したサービスにより履行される。輸出は直接または第三者経由でもよい。
- ・資本財を国内調達した場合、SEO は上記の EO から 25%減額され、当該調達により節減された関税額の 4.5 倍 (6 倍の 75%) となる。AEO に変更はない。
- ・アドバンス・オーソリゼーション、DFIA、デューティ・ドローバック、RoSCTL、RoDTEP 各制度に基づく輸出も、EPCG における EO 履行として算入できる。
- ・DTA (国内関税地域) ユニットからの輸出のみが、AEO および/または EO の計算・履行に算入される。
- ・外貨建てでの入金がある場合、情報技術協定 (ITA-1) 品目の DTA 向け供給によっても EO を履行できる。
- ・実輸出に加え、指定されたみなし輸出 (最終製品が輸出を前提とするスキームの上で事業を行うインド国内企業等への物品の共有) も、輸出義務の履行として算入される。

## VI. 関税還付制度

関税還付制度 (Duty Drawback Scheme) - 関税還付制度とは、原材料の輸入時に支払った関税を、完成品の輸出時または輸入品の再輸出時に還付する制度である。Advance Authorisation、DFIA、EOU、SEZ 等の関税免除・還付制度を利用できない場合に適用される。

関税還付は、①輸入品をそのまま、または使用後に再輸出する場合 (関税法第 74 条) と、②輸入原材料を使用して製造した製品を輸出する場合 (関税法第 75 条) の 2 類型に分かれる。

関税法第 74 条に基づく関税還付は、輸入時に支払った関税に加え、IGST および GST 補償セスを含むため、これらに係る ITC (仕入税額控除) は利用できない。一方、関税法第 75 条に基

づく関税還付は、関税のみを対象とし、IGST および GST 補償セスは含まれないため、ITC の取得および輸出時の ITC 還付請求が可能である。

関税法第 74 条では、輸入品が同一物品として識別可能であることが要件となり、原則として輸入関税の 98%が還付される。ただし、使用期間に応じて還付率が低下し、18 カ月超の場合は還付不可となる。

関税法第 75 条では、原則として産業共通率 (AIR) が適用され、AIR が設定されていない場合や実際の関税負担を十分に反映しない場合には、ブランドレートまたは特別ブランドレートの適用が認められる。

両制度に共通して、還付額が 50 ルピー未満の場合、または輸出品の市場価格が還付額を下回る場合には、関税還付は認められない。また、輸出後に再密輸の恐れがあると政府が判断した場合には、関税還付が禁止される。

関税還付の申請にあたっては、原則として船積書類 (Shipping Bill) が請求書として扱われ、別途の申請は不要である。還付の遅延には年 6%の利息が付され、誤って還付を受けた場合には年 15%の利息を付して返還する必要がある。

## VII. 輸出促進ゾーン制度 (Export Promotion Zone Schemes)

### 1. 輸出促進ゾーン制度 (Export Promotion Zone Schemes)

認可された業者は禁止されている品目を除き、すべての財およびサービスの輸出が可能である。輸出促進ゾーン内では、基本関税、GST 等の税務優遇を受けて、輸入および国内調達が認められるため、輸出の促進、外貨獲得の拡大、輸出向け生産および雇用創出のための投資誘致等で活用される。

### 2. 輸出促進ゾーン制度 (Export Promotion Zone Schemes) の種類

EOU、EHTP、STP、BTP とは、それぞれ輸出指向型ユニット (Export Oriented Unit : EOU) 制度、電子ハードウェア技術パーク (Electronics Hardware Technology Park : EHTP) 制度、ソフトウェア技術パーク (Software Technology Park : STP) 制度、バイオテクノロジーパーク (Bio-Technology Park : BTP) 制度の略称である。国内関税地域 (DTA : Domestic Tariff Area) は、SEZ の外にあるインドの通常関税・間接税制度が適用される地域で認められた販売を除き、財およびサービスの生産物の全量輸出を行うことを約する事業体は、これらの制度の下で、製造、再生・再調整、エンジニアリング、サービス提供、ソフトウェア開発、農業 (農産加工を含む)、養殖、水産、畜産、バイオテクノロジー、花卉栽培、園芸、養魚、ブドウ栽培、養鶏、養蚕等を目的として設立することができる。なお、商社・トレーディングユニットは本制度の対象外である。

### 3. 認可等

EOU、EHTP、STP、BTP は、所管当局から必要な承認を取得する必要があり、当該承認はすべての目的における必要な認可とみなされる。許可書/意向書の有効期間 (生産開始後に発行される LoP/LoI) は、5 年間有効である。所管官庁により、5 年ごとの延長が認められる場合がある。

### 4. その他の優遇措置

- 小規模・零細企業向けに製造が留保されている品目について、工業ライセンスが免除。

- 輸出代金は 9 カ月以内に回収する必要がある。
- 輸出収入の 100%を EEFC (外貨建輸出収入) 口座に保有可能。
- 一定条件を満たす場合、輸入時または DTA での外注加工 (ジョブワーク) 時に銀行保証の提出が不要。
- SEZ ユニットと同様に、自動ルートによる 100%外資直接投資 (FDI) を許可。

#### 5. EOU 設立および投資要件

- 原則として、プラントおよび機械への最低投資額が 1 クロール (1,000 万ルピー) 以上のプロジェクトのみが EOU 設立の対象となる。ただし、既存ユニット、EHTP、STP、BTP ユニット、手工芸、農業、花卉、養殖、畜産、IT、サービス、真鍮製品、手作りの宝飾品分野には適用されない。
- 承認委員会は、より低い投資要件での EOU 設立を認めることができる。

#### 6. DTA ユニットから EOU への転換

既存の DTA ユニットは、EOU、EHTP、STP、BTP への転換申請が可能である。既存の EHTP、STP、ユニットは、EOU への転換または統合、ならびにその逆も可能である。これらの場合、適用される関税および税の免除を受けることができる。

#### 7. 制度からの退出

- 所管官庁の承認を得て、EOU、EHTP、STP、BTP ユニットは制度からの退出を選択できる。
- 退出時には、適用される物品税・関税および IGST、CGST、SGST、UTGST、補償セスの支払い、ならびに当時有効な産業政策の遵守が求められる。義務未達の場合、罰金が科される。

なお、輸出促進ゾーンに関連する取引の全体的な税務上の影響については、別紙 1 (Appendix-1) にまとめている。

## VIII. みなし輸出

### 1. みなし輸出

特定の指定事例において国内製造業者に公平な競争環境を提供し、「メイク・イン・インディア」を促進すること、すなわち財政上の優遇措置に関して国内供給業者が外国供給業者に対して不利な立場に置かれないようにすることである。その根底にある理論は、外国為替の節約は、インド製造業者を外国供給業者と同等に扱うことで、外国為替の獲得と同等に扱われるべきであるというものである。

**FTP** におけるみなし輸出：これは、供給された商品が国外に出ず、その供給に対する支払いがインドルピーまたは自由外貨で受け取られる取引を指す。**FTP** で指定された商品の供給は、商品がインド国内で製造されている場合に限り「みなし輸出」とみなされる。

みなし輸出は主に以下の 3 領域をカバーする。

- 関税免除または低減税率で輸入可能な国内事業者への供給
- 国際競争入札を伴うプロジェクト/目的への供給
- 国家的に重要なインフラプロジェクトへの供給

「みなし輸出」とみなされる供給品のカテゴリーは以下のとおりである。

国内の事業体に対する供給で、当該事業体が免税または低関税率で輸入できるもの

- AA、DFIA 保有者への供給
- EOU、EHTP、STP、BTP 向け物品供給
- EPCG 保有者への供給

国際競争入札（ICB）を伴うプロジェクト／目的への供給

- 経済局（DEA）が通知した機関による ICB 下でのプロジェクト資金調達
- ICB の対象となるプロジェクトで、輸入が関税ゼロで許可されているもの

国家的重要性を有するインフラプロジェクトへの供給

- メガ電力プロジェクト
- 原子力プロジェクト
- 国連または国際機関による資金提供プロジェクト

## 2. みなし輸出の特典

みなし輸出に該当する物品の製造・供給に関して、以下の特典のいずれか、またはすべてが適用される。

- 事前認可（AA）、年間必要量事前認可、関税免除輸入認可（DFIA） - 当該制度に基づき関税を支払わずに輸入
- みなし輸出関税還付 - 輸入時に支払った関税の還付
- 特定課税物品に対する最終消費税還付 - 輸入時に支払った消費税（CVD）の還付

## 3. みなし輸出の条件

- 供給は上記に列挙された事業体（参照：「みなし輸出」とみなされる供給のカテゴリー）に対して直接行われること。第三者供給は、特典・免税の対象とならない。
- いずれの場合も、供給は指定プロジェクト、機関、ユニット、事前認可、EPCG 認可保有者に対して直接行わなければならない。ただし下請業者は、指定プロジェクト、機関への直接供給に代わり、元請業者への供給を行うことが可能である。この場合、支払いはプロジェクト当局ではなく元請業者から下請業者に対して行われる。
- インド国内の下請業者が、国内製造品をインド人または外国人の元請業者に、指定プロジェクト／機関の現場で直接供給する場合も、みなし輸出の恩典対象となる。

なお、みなし輸出取引に伴う税務上の影響については別紙 2（Appendix-2）にまとめている。

## IX. 資料内の主な用語の定義

参考となる主な定義および留意点：

- 「**商社輸出者（Merchant Exporter）**」とは、取引活動に従事し、物品を輸出している者、または輸出しようとする者をいう。
- 「**製造者輸出者（Manufacturer Exporter）**」とは、自ら製造した物品を輸出する者、または当該物品を輸出しようとする者をいう。

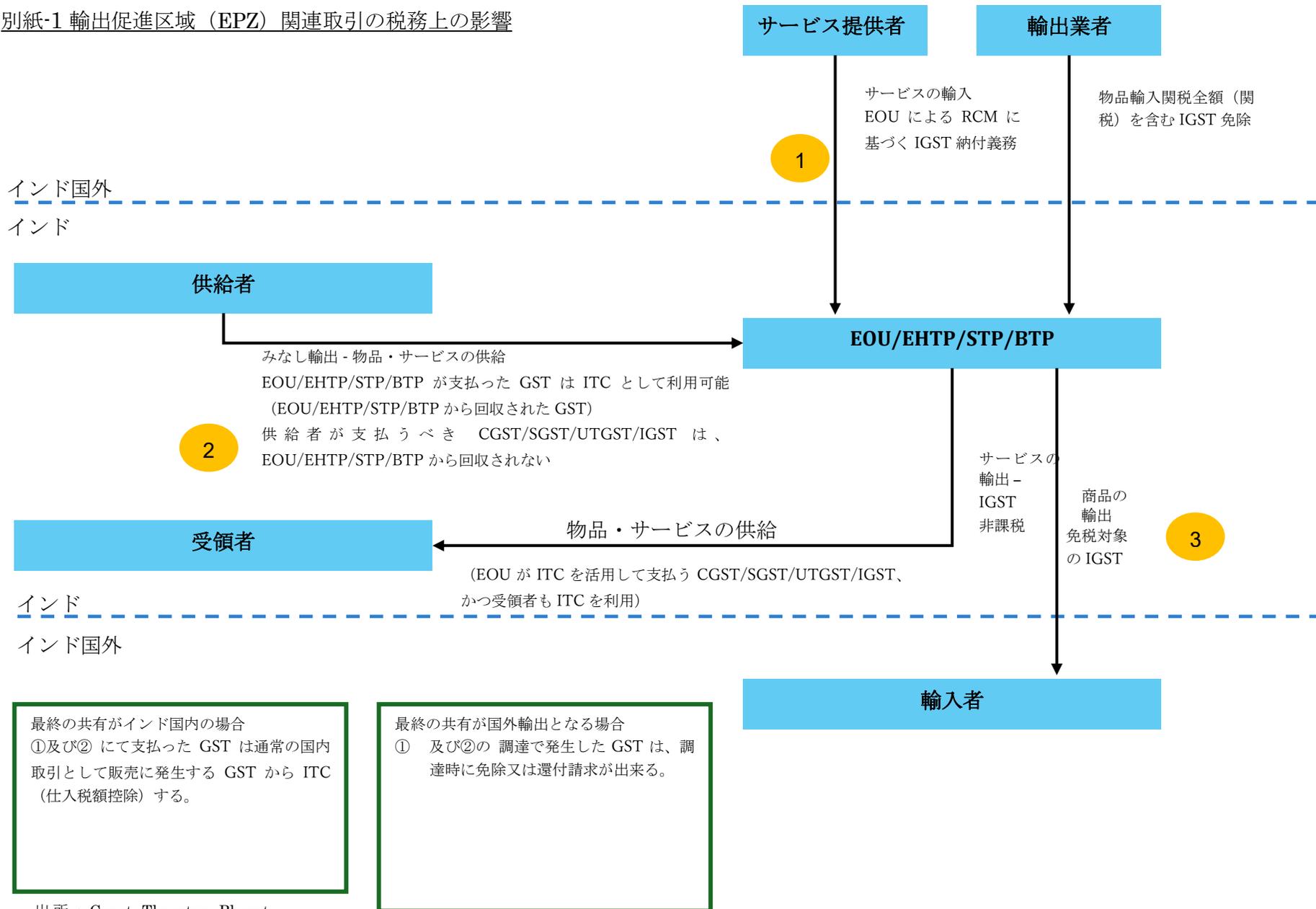
- 「支援製造者（Supporting Manufacturer）」とは、特定の認可（Authorization）に基づき、商社輸出者または製造者輸出者のために、物品・製品、もしくはその一部／付属品／部品を製造する者をいう。
- EPCG スキームにおける「支援製造者（Supporting Manufacturer）」とは、EPCG 認可に基づき輸入または調達された資本財が、その事業所または工場内に設置されている者をいう。
- 「認定経済事業者（Authorized Economic Operator）」および「ステータスホルダー（Status Holder）」とは、外国貿易政策に基づき輸出者に付与される各種の認定をいう。
- 「SION」とは、DGFT（外国貿易総局）が公示する標準投入産出基準（Standard Input Output Norms）をいう。
- 「国営貿易企業（State Trading Enterprises）」とは、DGFTにより指定され、特定の物品について輸出入を行うことができる組織をいう。これらには、輸出入を取り扱うマーケティングボードを含む政府系または非政府系の組織が含まれる。ただし、DGFT は、国営貿易企業による専属取引として指定された物品についても、他の事業体に対して輸出入の認可を付与する裁量権を有する。
- 「ITC（HS）」とは、8桁分類によるインド貿易分類（調和システム）を指す。

## X. おわりに

インド政府は、製造業基盤の強化および輸出競争力の向上を目的として、多様な輸出インセンティブ制度を整備している。本報告書で概説した各制度は、輸出形態や事業スキームに応じて適用関係や実務上の留意点が大きく異なるため、制度の選択および運用にあたっては慎重な検討が必要である。

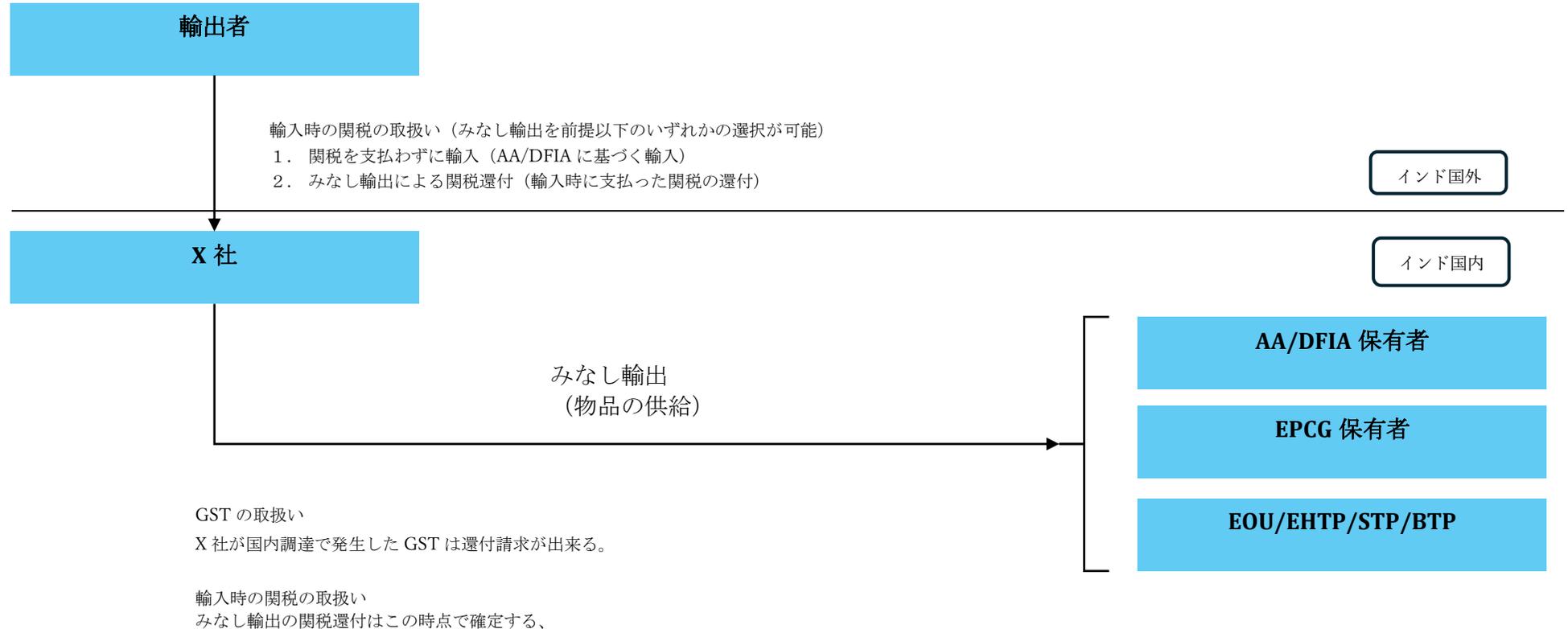
とりわけ、関税免除・還付制度や GST 還付制度については、相互排他関係や適用除外規定が存在することから、事前の制度整理および実務運用の確認が重要となる。企業においては、最新の外国貿易政策および関連通達を踏まえ、専門家の助言を得ながら適切な制度活用を検討することが望まれる。

別紙-1 輸出促進区域（EPZ）関連取引の税務上の影響



出所：Grant Thornton Bharat

別紙-2 みなし輸出取引に関する税務上の影響



出所：Grant Thornton Bharat